

「下請代金支払遅延等防止法」及び「下請取引コンプライアンス・プログラム」 推進講習会受講者募集要領

平成23年6月
中小企業庁
関東経済産業局

1. 講習会の趣旨・内容

下請取引の適正化を一層推進するため、親事業者のコンプライアンス担当者及び下請取引担当者を対象に講習会を開催し、下請代金支払遅延等防止法の趣旨・内容の理解及び下請取引コンプライアンス・プログラム活用の推進を図る。

2. 講習会日時及び場所

(1) 日時

平成23年7月25日(月) 13:30～16:00

(2) 場所

関東経済産業局 さいたま新都心合同庁舎1号館 2階講堂

住所：〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館

電話：048-600-0325 FAX：048-601-1294

3. 講習会の内容

(1) 下請代金支払遅延等防止法について（1時間30分程度）

講習会用資料（PPT）等を活用して、下請代金法の概要や取締状況を説明する。

(2) 下請取引コンプライアンス・プログラムについて（40分程度）

下請取引コンプライアンス・プログラム資料を活用して、親事業者における社内体制の整備を図ることにより、下請代金支払遅延等防止法違反を防止する取組について説明する。

(3) 質疑応答（20分程度）

4. 講習会受講者の募集方法

(1) 募集定員

280名（会場の都合により、定員になり次第締め切ることとする。）

(2) 募集方法

中小企業庁及び関東経済産業局ホームページ等を通じて受講者を募集する。

(3) 受講希望者の申込方法

受講
査官室
ものと

定員に達したため、募集を締め切りました。

代金検
し込む

5. その他

(1) なるべく多くの方が参加できるよう、1事業所当たりの申込人数は原則として2名以内とする。

(2) 講習会の対象は、物品の製造（加工を含む。）、修理、情報成果物の作成又は役務提供（建設業を除く。）を業とする事業者のコンプライアンス担当者及び下請取引担当者とする。

(3) 講習会で使用する資料等は講習会当日に会場で配布する。

(4) 講習会は無料とする。

(5) 申込みの際に入手した個人情報は、講習会業務以外の目的には使用しない。